

## 特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画を策定しており、当連盟HPにて公表している。</p> <p>計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているため、随時更新していく。</p> <p>参考URL：<a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf</a></p>	VISION MISSION ACTION 2030
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画を策定しており、人材の採用及び育成に関する計画は13P-14Pに記載し、当連盟HPにて公表している。</p> <p>計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているため、随時更新していく。</p> <p>参考URL：<a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf</a></p>	VISION MISSION ACTION 2030
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画内に策定しており、財務計画においては15Pに記載し、当連盟HPにて公表している。</p> <p>計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているため、随時更新していく。</p> <p>参考URL：<a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf</a></p>	VISION MISSION ACTION 2030

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画内に策定しており、目標割合の達成については14Pに記載し、当連盟HPにて公表している。 計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているため、随時更新していく。 現状は役員14名中外部理事1名（7%）、女性理事0名（0%）である。なお、監事1名は外部人材である。 今後、当連盟女子委員会、当連盟アスリート委員会から理事を迎えるなどし達成するよう努める。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf</a>	VISION MISSION ACTION 2030 役員名簿2024
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	特定非営利活動法人は評議員を置く必要が無いため本項目は適用しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置し、年に2回実施している。 アスリート委員会の意見は、アスリート委員長より理事会に答申している。  参考URL: <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/athlete.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/athlete.pdf</a>	アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	役員名簿と組織図のとおり、理事をバランス良く配置している。 役員の構成は各地域代表者、各委員会代表者を中心に構成しており、理事会の際、現場の意見を直接伝えられる環境にしている。理事会についてははオンライン会議システムを活用している為、適宜問題なく開催されている。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf</a> <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/soshikizu2024.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/soshikizu2024.pdf</a>	役員名簿2024 関連図と組織図2024

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員候補者選任規程第5条にて、理事の再任回数は5期10年までと上限を設けている。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/yakuinkouhosyasennninkitei2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/yakuinkouhosyasennninkitei2023.pdf</a>	役員候補者選任規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員候補者選任規程第5条にて、理事の再任回数は5期10年までと上限を設けている。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/yakuinkouhosyasennninkitei2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/yakuinkouhosyasennninkitei2023.pdf</a>	役員候補者選任規程 役員候補者推薦委員会規則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者推薦委員会を設置しており、有識者を含む推薦委員会の構成については役員候補者選任規程第3条に記載している。  参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>  現在は内部理事率が多い構成となっているため、次期役員改正時(2025年6月)には監事・有識者等、独立した委員で過半数を構成できるよう適任者の選任に努めていく。	役員候補者選任規程 役員候補者推薦委員会規則
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員その他構成員が適用対象となる法令の遵守に関して倫理規程及び懲罰規程を整備している。  参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	倫理規程 賞罰規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般 的な規程を整備しているか	法人の運営に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①定款、②倫理規程、③事務所掌規程、④経理規程、⑤会員規程 ⑥利益相反規程 ⑦コンプライアンス委員会規程 ⑧アスリート委員会規程 ⑨役員候補者推薦委員会規則 ⑩技術委員会および日本代表規程  参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	定款 倫理規程 事務所掌規程 経理規程 会員規程 利益相反規程 コンプライアンス委員会規程 アスリート委員会規程 役員候補者推薦委員会規則 技術委員会および日本代表規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備して いるか	法人の業務に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①個人情報取り扱い規程 ②情報管理等に関する規則 ③コンプライアンス委員会規程  参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	個人情報取り扱い規程 コンプライアンス委員会規程 情報管理等に関する規則
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	役員は無報酬であるが、法人の役職員の報酬等に関する必要な規程として、下記の規程を整備し ている。 ①定款第18条 ②謝金規程 ③旅費規程 ④指導者等講師派遣規程  参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	定款 謝金規程 旅費規程 指導者等講師派遣規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備して いるか	法人の財産に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 財産管理規程  参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	財産管理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	財政的基盤を整えるための規程として、下記の規程を整備している。 ①新セールスシートver2 ②新スポンサーシップメニューver2 ③【●●様】JFFIDパートナ ーシップ協定書	新セールスシートver2 新スポンサーシップメニューver 2 【●●様】JFFIDパートナ ーシップ協定書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する必要 な規程として、下記の規程を整備している。 ①技術委員会および日本代表規程（第5章） ②個人情報取り扱い規程  参考URL： <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	技術委員会および日本代表規程 個人情報取り扱い規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	当連盟では独自の審判員資格を有していないため、本規約は適用しない。	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	外部理事として弁護士の角野太佳弁先生に就任いただいております。適宜相談できる関係性にある。 また、監事として税理士の黒岩史郎先生や、黒岩先生を通してご紹介いただいた司法書士の古賀 融先生へも連絡可能である。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf</a>	役員名簿2024
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	・コンプライアンス委員会が設置されており、年度始めに、役員向け、指導者向け、選手向けの コンプライアンス教育計画策定会議を実施している。 ・コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、毎月開催される理事会にて組織 全体の現状や計画を共有し把握するようにしている。 ・女性委員を一名配置している。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/compliance.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/compliance.pdf</a>	コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	コンプライアンス委員に弁護士の角野先生を配置している。	コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	独立行政法人日本スポーツ振興センター主催のオンラインによるコンプライアンス講習を受講している。	役員向けコンプライアンス研修案内
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手、強化スタッフともにJPC主催のオンラインによるインテグリティ講習受講を推奨している他、地域指導者向けに外部講師によるオンラインのインテグリティ講習を行っている。選手向けには強化合宿の際、スタッフより内容を簡易的にした資料配布の上コンプライアンス研修も実施している。	地域指導者向けインテグリティ研修案内 選手コンプライアンス資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当連盟では独自の審判員資格を有していないため、本規約は適用しない。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	外部理事として弁護士の角野太佳先生に、監事として税理士の黒岩史郎先生に就任いただいております。適宜相談できる関係性にある。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf</a>	役員名簿2024

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜、税理士にチェック頂いているので公正な会計原則を順守するための仕組みが確立出来ている。</li> <li>・特定非営利活動法人法に基づき適正のある監事を配置している。</li> <li>・各事業年度の計算書類等の会計監査を実施している。</li> </ul> 役員名簿： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/10/yakuin2024.pdf</a> 監査報告： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/06/kansahoukokusyo2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/06/kansahoukokusyo2023.pdf</a>	監査報告書2023 役員名簿2024
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	JSC強化補助金、国庫補助金やtotoくじ補助金等については、各種会計書類の手引きに沿って適切に対応している。 また、決算は毎年監事による監査を受け適正意見を受領している。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/06/kansahoukokusyo2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2024/06/kansahoukokusyo2023.pdf</a> <a href="https://www.dropbox.com/scl/fi/4u9q0r0qzlkbyl24oqiz7/65.ID-FB_-6.pdf?rlkey=v7uaps8x1mx8nq3ie6y2ac8rn&amp;dl=0">https://www.dropbox.com/scl/fi/4u9q0r0qzlkbyl24oqiz7/65.ID-FB_-6.pdf?rlkey=v7uaps8x1mx8nq3ie6y2ac8rn&amp;dl=0</a>	<b>【JSC手引き】</b> 令和6年度 会計処理の手引き 監査報告書2023

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等については法令に基づく開示を行っている。 ①活動計算書2023、②貸借対照表2023、③財産目録2023、④R6予算書  参考URL: <a href="http://jffid.com/jffidabout/plan_report/">http://jffid.com/jffidabout/plan_report/</a>	活動計算書2023 貸借対照表2023 財産目録2023 R6予算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/kyoka.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/kyoka.pdf</a>	技術委員会および日本代表規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示している。  参考URL： <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	ガバナンスコード自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約については理事会での承認を必須とし、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 利益相反規程を策定し、利益相反について適切に管理されている。  参考URL： <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/riekisouhan.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/riekisouhan.pdf</a>	利益相反規程



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを含む利益相反規程を策定し、当連盟HPにて公表している。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/riekisouhan.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/riekisouhan.pdf</a>	利益相反規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・連盟HPに通報窓口を設けている。  参考URL : <a href="http://jffid.com/compliance/">http://jffid.com/compliance/</a> <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/compliance_mail.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/compliance_mail.pdf</a>  今後2024年12月末までに、相談内容に関する守秘義務、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などを定めた通報窓口規程を策定予定である。	コンプライアンス相談窓口について コンプライアンス委員会規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	外部理事弁護士の角野先生を中心とし、コンプライアンス通報窓口が構築されている。 通報があった場合はまず角野先生がメールを受領する形となっており、その後、通報内容に応じ てコンプライアンス委員会で議論、確認調査を進める。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/compliance.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/compliance.pdf</a> <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/compliance_mail.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/compliance_mail.pdf</a>	コンプライアンス相談窓口設置 について コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査の調査を行うものはコンプライアンス委員会とし、コンプライアンス委員会内に弁護士の角野先生が配置されているため中立性及び専門性を有する助言がいただけるようになっている。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/syoubatsu2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/syoubatsu2023.pdf</a>	賞罰規程 コンプライアンス委員名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>当連盟の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる自動応諾のスポーツ仲裁により解決されるものとしている。(賞罰規程第3章第11条)</li> <li>自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立以外、代表選手の選考を含む当連盟のあらゆる決定を対象に含んでいる。(倫理規程第7条)</li> <li>申立期間について合理的でない制限は設けていない。(賞罰規程第3章第9条)</li> </ul> 参考URL : <a href="http://jffid.com/jffidabout/regulations/">http://jffid.com/jffidabout/regulations/</a>	倫理規程 賞罰規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能であることが処分対象者にわかる様に規程を定め、HPで公表している。  参考URL : <a href="http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/rinrikitei2023.pdf">http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/rinrikitei2023.pdf</a>	倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	不祥事対応についても規定した危機管理マニュアルを策定し、理事内で共有している。 この危機管理マニュアルには外部調査委員会の設置も規定している。 また、連盟主催事業においても、事業ごとの危機管理マニュアルを策定している。	危機管理マニュアル 事業毎危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築する。 ・過去4年間に不祥事は発生していない。	不祥事が発生していないので報告書は無し
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会は設置されていない	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織と名のつく組織はあるものの、当連盟との間で権限の委譲等は行なっておらず事実上の連絡体制の利便性を高めるものに過ぎないことから本審査項目には該当せず、適用されない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織と名のつく組織はあるものの、当連盟との間で権限の委譲等は行なっておらず事実上の連絡体制の利便性を高めるものに過ぎないことから本審査項目には該当せず、適用されない。	